

資料 9 1 - 1

令和 6 年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

(諮問第1251号)

(公印・契印省略)

諮問第 1251 号

令和 6 年 3 月 28 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 千田 哲也）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった、「2024 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 7,593,726 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 2,653,197 円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、28,482,899 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 176,879,850 円の 100 分の 1.5 に相当する額：2,653,197 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。	適	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体

審査基準	審査結果	理由
(お年玉法第7条第3項関係)		<p>が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

2023-日総務第 0227 号

2024 年 2 月 27 日

総務大臣

松本 剛明 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

千田 哲也

(代表者印省略)

2024 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に
付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、2024 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

記

- 1 配分団体及び配分額
別添 1 のとおり
- 2 配分団体が守らなければならない事項
別添 2 のとおり
- 3 配分金の使途についての監査に関する事項
別添 3 のとおり

以上

2024年用として発行した寄付金付絵入り年賀はがきおよび寄付金付お年玉付年賀郵便切手に付加された寄付金の配分団体および配分額

配分団体総数 111団体 配分額総額 201,264,100円

(1) 一般助成 (103団体 173,804,100円)

① 社会福祉の増進を目的とする事業 (73団体 135,696,050円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
一般社団法人 Agricola	061-0212 北海道石狩郡当別町字金沢1237-2	障害者雇用の安定した賃金向上と社会保障充実のための新鶏舎建設に伴う洗卵・検卵機と非常用発電機の導入	4,900,000
NPO法人 旭川NPOサポートセンター	070-0037 北海道旭川市7条通13丁目60-8ウオーム713 102号室	コミュニティファームでの農作業を通じた生活困窮者の生きがい創出と自立・就労支援事業	3,778,000
NPO法人 地域子育てネットすくさぽ	080-0811 北海道帯広市東十一条南9丁目1番地市民活動プラザ6中3F	十勝エリアの登校に悩みを抱える子のための学びの機会を確保する事業	3,355,000
NPO法人 コミュネット楽創	003-0024 北海道札幌市白石区本郷通6丁目南2-1'1'ラハイツ本郷通1階	絵本を通じたつながりづくりをコンセプトとした図書館のパンフレット作製と絵本の拡充	261,000
NPO法人 みのりて	004-0878 北海道札幌市清田区平岡八条3丁目8番7号	就労継続支援B型事業所における利用者の利便性向上及び利用者数増加のための送迎等車両の増備事業	3,616,000
社会福祉法人 一羊会	010-0823 秋田県秋田市山内字上台15番地2	障害者の福祉サービス利用のための送迎車両の購入	5,000,000
認定NPO法人 accommon	020-0022 岩手県盛岡市大通三丁目7番21号202	発達障がいの子の自立のためのキャリア教育・発達障がい児を抱える保護者の子育てを支援する勉強会事業	353,000
NPO法人 障がい者自立センターかまいし	026-0055 岩手県釜石市甲子町第10地割599番地1	障害児及び車椅子利用の医療的ケア児を安全に受け入れるための施設改修事業	4,250,000
一般社団法人 やまがた福わたり	990-0022 山形県山形市東山形2丁目2-11	ヤングケアラー・ネグレクトの生活困窮世帯のための支援事業	500,000
認定NPO法人 仙台傾聴の会	981-1232 宮城県名取市大手町5丁目6-1	「自死予防」のための「電話相談」「メール相談」事業の拡充	500,000
社会福祉法人 多宝会	950-8035 福島県福島市本町4-23	業務負担軽減、人財不足解消及び施設内感染対策強化事業	4,500,000
認定NPO法人 ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見利用及び、生きがい支援事業	500,000
社会福祉法人 清和会	972-8312 福島県いわき市常磐下船尾町村山5-1	テラス環境改善のための改修事業	5,000,000
NPO法人 はびねす	369-1871 埼玉県秩父市下影森1117-9	就労支援施設の訓練室等の快適環境を実現するためのエアコン設置事業	260,000
一般社団法人 メロディー	336-0926 埼玉県さいたま市緑区東浦和6-11-3-101	障害をもっている人の支援事業の利用者増加、送迎及び外出援助増加のための送迎車両の増備事業	1,001,000
社会福祉法人 睦沢町社会福祉協議会	299-4403 千葉県長生郡睦沢町上市場921番地1	社会福祉(町民福祉の増進)施設における、利用者の利便性向上や利用者数増加のための送迎等車両の増備事業	3,170,000
社会福祉法人 浅間の社	286-0804 千葉県成田市長沼1600	特別養護老人ホームご利用者様の快適な食事提供のための温冷配膳車の購入(更新)	907,200
認定NPO法人 東葛市民後見人の会	270-1151 千葉県我孫子市本町3-2-1アビマンション718号	ひきこもり当事者とその家族を対象に家族力の回復を通じて社会復帰を促すアウトリーチ並びに家族会事業	450,000
NPO法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834 千葉県市川市国分7-12-5	障害者就労青年の癒しと活力を産み出すための交流拠点「いるんおるん・カフェ」事業	500,000
NPO法人 スマイルシエル	278-0011 千葉県野田市三ツ堀433番地の86	障がい者の通所施設における身体訓練のための設備向上事業	230,000
NPO法人 フェアスタートサポート	231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通3-33	児童養護施設の子どものためのキャリア教育全国展開事業	5,000,000
NPO法人 つなぐ	230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3丁目21番9号東建シティハイツ鶴見中央202	障がい者の「親なき後」に係る相談、成年後見の利用支援活動等に関わる人材育成事業	500,000
NPO法人 あーとすたじお源	224-0007 神奈川県横浜市中区南幸1丁目20番4-1106号	障がい者も健常者もともに楽しむ、自己表現と心の治癒のためのアートスタジオ事業	400,000
NPO法人 ムーミンの会	220-0055 神奈川県横浜市中区浜松町10-10なかまの社	小中学生・高校生・高齢者のための子ども食堂事業	375,000
NPO法人 道	248-0006 神奈川県鎌倉市小町2丁目12番37号小町ティアビルⅡ3B	障がい者の社会参加の機会拡充のためのアート活動事業	500,000
一般社団法人 アマヤドリ	240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内663かざはやファクトリー内	18歳の支援の狭間で孤立困窮する若者のための相談サポート事業「コレカラ」	4,375,000
社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団	162-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18	利用者の生活がより豊かで安心したものとするための環境整備による機器入れ替え	5,000,000

配分団体			用途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 キャンサーネットジャパン	113-0034	東京都文京区湯島1-10-2御茶ノ水K&Kビル2階	子宮頸がん予防の啓発活動(リーフレット無償提供、啓発動画制作、Web改訂)	1,828,750
一般社団法人 チョイふる	121-0807	東京都足立区伊興本町2-8-11	困窮家庭の子どもに対する子ども食堂及び居場所支援事業の利用者増進のための送迎サービスの増設	1,369,000
NPO法人 POSSE	155-0031	東京都世田谷区北沢4-17-15ローゼンハイム下北沢201	困難を抱える若者を支えるための生活相談事業	5,000,000
社会福祉法人 まきむら福祉会	943-0606	新潟県上越市牧区大月252番地	デイサービス事業の送迎に伴う送迎車両の更新事業	1,954,000
NPO法人 はっぴーはーと	943-0823	新潟県上越市高土町1-6-16	母の産後うつ・自殺・虐待予防及び育児負担軽減のための退院後すぐからの専門職による赤ちゃん預かり事業	1,800,000
NPO法人 想	947-0021	新潟県小千谷市本町2-5-10レオパレスベクトラム210号	就労支援施設の販売力向上のための店舗入り口改装事業	500,000
社会福祉法人 南魚沼福祉会	949-6428	新潟県南魚沼市五郎丸5番地1	障害者支援施設まきはたの里における利用者の利便性向上及び利用者数増加のための送迎等車両の増備事業	2,000,000
NPO法人 ピュアはーと	940-2145	新潟県長岡市青葉台4丁目9番地7	法人事務室・相談支援事業所事務室移設・フリースペースのための増築および駐車場拡張事業	5,000,000
NPO法人 富山県精神保健福祉家族連合会	930-0085	富山県富山市丸の内2丁目3番8号	精神障害の当事者とその家族に対する公式LINE相談事業等の充実強化	518,000
一般社団法人 笑壺研	910-1312	福井県吉田郡永平寺町清水2-14	発達障害児の「好き」を見つける、放課後等デイサービス新設のための事業	601,000
認定NPO法人 笠井共生活動センター	431-3107	静岡県浜松市東区笠井町366番地の2	障害者グループホームの非常災害に備えた防災倉庫の設置事業	438,000
認定NPO法人 愛知排泄ケア研究会	466-0851	愛知県名古屋市中区元宮町6丁目6番地の1	保健、医療又は福祉の増進を図る事業	1,180,000
NPO法人 ドリーム	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2丁目13-24先地下1階31番14号	脳卒中障害者と家族が必要となる情報を一冊にまとめたガイドブック制作事業	1,430,000
社会福祉法人 豊橋市北部保育事業会	441-1112	愛知県豊橋市石巻町宇屋敷10	子どもの健全な育成のための保育事業	3,003,000
NPO法人 ファミリーステーションRin	470-0134	愛知県日進市香久山1丁目601Chip in 香久山203号室	学校等へ行くことが難しい子ども及びそのきょうだいの居場所整備事業	500,000
認定NPO法人 ぼくら・あそび隊・流	444-0811	愛知県岡崎市大西町棚田25番地	就労継続支援B型の飲食店開設における機器新規配備事業	175,000
社会福祉法人 寿会	525-0006	滋賀県草津市志那中町25番地	デイサービスの送迎や災害の避難用送迎、買い物サービス送迎、グループホームの通院のための車両整備事業	1,440,000
社会福祉法人 慈恵会	542-0103	滋賀県守山市洲本町1番地	福祉施設の遊休地を多世代交流を目的とした3×3バスケットボールコートに改修する事業	3,600,600
NPO法人 京都フォーライフ	613-0034	京都府久世郡久御山町佐山新開地194-1	自宅からの遠隔操作によるロボットを活用した 外出困難な状況にある方たちの雇用創出事業	4,500,000
一般社団法人 パルフェイト	569-1144	大阪府高槻市大畑町3-2ワタナベビル3階	「ぼくのしょうがいのことをしてください」プロジェクト	490,000
NPO法人 日本ウエルネスダーツ協会	531-0074	大阪府大阪市北区本庄東2-3-31ASKビル4F	ウエルネスダーツを利用してフレイル予防・改善と認知症予防・改善をし、高齢者の健康寿命をのばす活動	500,000
NPO法人 大阪府民循環型社会推進機構	561-0875	大阪府豊中市長興寺北2-8-8-305	高齢者の地域での自立生活のためのフレイル予防講習及び社会参加を促す自助・互助を可能とする人材養成事業	500,000
認定NPO法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東3番14号大阪府立労働センタ-4階	支援を要する学生インターンシップ	1,200,000
認定NPO法人 CLACK	532-0023	大阪府大阪市淀川区十三東4丁目1-5よどがわベース2階	困難を抱える高校生が自立力を育むためのプログラミング学習支援・キャリア支援事業	5,000,000
NPO法人 いきいき会	569-1147	大阪府高槻市土室町36-5	高齢者及び障がい者への配食サービスのためのお弁当容器の増備事業	220,000
認定NPO法人 トウギャザー	590-0079	大阪府堺市堺区新町4-22工電舎ビル2F-B	障がい者の自立支援のための郵便協働を活かした地域連携と販売実践による販路拡大事業	3,000,000
NPO法人 COCOいこっと	599-0231	大阪府阪南市貝掛874-1	生きづらさを抱えた引きこもりの方が、生きやすさを見出し笑顔を取り戻す為に係る様々な事業	1,481,000
認定NPO法人 障害者放送通信機構	530-0044	大阪府大阪市北区東天満2-7-12スターポート2F	2025年日本で開催されるデフリンピック機運醸成のための「字幕と手話による番組制作」事業	4,237,000
NPO法人 陽だまりの会	673-0860	兵庫県明石市朝霧東町1丁目5番13号	引きこもり状態の方(孤独・孤立)など生きにくさを抱えた方のオンラインを活用した支援事業	500,000
NPO法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096	岡山県笠岡市九番町1-22	高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業	500,000
社会福祉法人 金曜会	701-1211	岡山県岡山市北区一宮字堂ノ本339番地の6	就労継続支援B型事業所 わくわくハンド・ベルが実施する日中活動の作業支援のため整備事業	1,200,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 はとぼっぼ	697-0033	島根県浜田市朝日町93-12	福祉の専門職が開催する高齢者「介護予防教室」と介護をしている家族及び地域住民へ介護相談の啓発事業	500,000
社会福祉法人 敬愛福祉会	696-1131	島根県邑智郡美郷町別府8番5	高齢者の社会参画のための幼老交流イベント及び専属コーディネーターの育成	500,000
NPO法人 ヘレン	794-0104	愛媛県今治市玉川町摺木甲6-6	入浴介助時における利用者・介護職員の負担・リスク軽減のためのリフト配備・設置事業	178,000
社会福祉法人 船越保育園	798-4205	愛媛県南宇和郡愛南町船越832番地	過疎地域の乳幼児福祉拡充を目的とした園児送迎のため及び津波災害時避難の確実性向上のための車両整備事業	2,478,000
NPO法人 くじら	796-8010	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地3F	共生社会の実現に向け、地域の障がい児及び家族、外国人、高齢者に対してスポーツや文化交流を行う事業	306,000
NPO法人 ぐらしのお手伝い・ほっとホット	798-1322	愛媛県北宇和郡鬼北町大字上川606-2	就労継続支援B型事業所「ほっとホット」利用者の作業環境改善のための精米機購入事業	487,500
社会福祉法人 糸田町社会福祉協議会	822-1316	福岡県田川郡糸田町1971番地の1	地域サロン事業における運動機材・イベント機材を効率的に運ぶための車両整備	800,000
NPO法人 まる	815-0041	福岡県福岡市南区野間三丁目19-26	障害福祉サービス事業所「(仮称)第2工房まる」開設に伴う送迎車(車いす4名仕様リフト車)配備事業	2,800,000
NPO法人 みんなのおおぞら	870-1177	大分県大分市富士見が丘西1丁目4番4号	就労継続支援施設に通所している利用者の施設外作業(農業)効率性向上及び利用者送迎の為に車両増備事業	1,000,000
社会福祉法人 日田市しらゆり会	877-0011	大分県日田市中城町1番66号	施設利用者の移送のための福祉車両購入事業	1,300,000
社会福祉法人 清恵会	874-0840	大分県別府市大字鶴見字前田1725番地	利用者様のためのリハビリテーション機器の購入	800,000
社会福祉法人 熊本いのちの電話	860-0817	熊本県熊本市中央区迎町1-4-20	熊本いのちの電話の相談電話システムが不具合のための全面的更改および機能向上する事業	2,360,000
社会福祉法人 御船町社会福祉協議会	861-3207	熊本県上益城郡御船町御船1001-1	介護予防事業及び地域サロン事業等利用者のフレイル対策のための外出支援事業	2,000,000
更生保護法人 みやざき青雲	880-0877	宮崎県宮崎市宮脇町72番地	被保護者の送迎等に用いる車両更改事業	1,600,000
一般社団法人 日本成年後見サポーター協会	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番公社ビル215号協働オフィス	喫緊の課題である離島の障害者の「親なき後」問題解決のための専門家による成年後見研修・支援体制構築事業	3,740,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 (3団体 4,768,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
一般社団法人 男女共同参画地域みらいねっと	030-0841	青森県青森市奥野2-1-18-505	災害時の社会の脆弱性改善のための学校と地域をつなぐ防災教育事業	500,000
NPO法人 火山防災推進機構	160-0023	東京都新宿区西新宿7-18-18新宿税理士ビル本館405号	聴覚障害者と健聴者の防災力・共助力向上のための防災教育事業	2,068,000
NPO法人 全国動物避難所協会	500-8225	岐阜県岐阜市岩地2-4-3	誰一人とりのこさない避難を実現する、全国動物避難所マップ事業	2,200,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 (1団体 4,569,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
一般財団法人 健やか親子支援協会	151-0053	東京都渋谷区代々木2-23-1ニューステイトメナー360号	小児希少難病の精査診療機関検索サイト事業	4,569,000

④文化財の保護を行う事業 (1団体 450,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0801	福岡県大牟田市柿園町2-2-11	世界文化遺産三池炭鉱の地域資源を掘り出し、市民参加型まちづくりを活かすためのスタートアップ事業	450,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業（22団体 27,111,050円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 子どもと文化のひろばぶれいおん・とかち	080-2470	北海道帯広市西20条南5丁目18-2	小学生以上の子どものwell-beingを支え、安心できる居場所づくり	500,000
NPO法人 麻生キッチンりあん	001-0039	北海道札幌市北区北39条西5丁目2-12	道産米の特色について理解を深める食育の実践を通しての青少年の多様な学習体験の支援事業	2,500,000
NPO法人 コミュニティワーク研究実践センター	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74市民活動プラザ星園	乳幼児親子の安心子育てサポート事業	500,000
NPO法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成を図るための、教育プロジェクト事業・英語・科学・自然体験活動	220,000
NPO法人 栃木おやこ劇場	328-0037	栃木県栃木市倭町14-1	地域のすべての子どもたちに豊かな文化環境を整えていくためのアート体験プログラム事業	500,000
NPO法人 芸術家と子どもたち	170-0011	東京都豊島区池袋本町4-36-1旧文成小学校2階	少年院でのアーティスト・ワークショップを通じた、創造的表現の場づくりによる心のケアと自立支援活動	1,760,000
認定NPO法人 アイアイスクール	141-0031	東京都品川区西五反田8-1-13タケウチビル2階	親子へのSQ教育普及の為に映画上映会・セミナー事業	500,000
一般社団法人 信州親子塾	381-0038	長野県長野市東和田714-8光ビル2F	学校や社会の中で生きづらさを抱える青少年のための、学びの場改修事業	2,242,500
NPO法人 キッズアイ	930-0086	富山県富山市鹿島町二丁目2番9号	障害児や不登校を含む多くの児童生徒に、安全で充実した運動プログラムを提供するための、施設の改修事業	4,800,000
NPO法人 浦島倶楽部	939-3515	富山県富山市水橋辻ケ堂2679番地28地先	夏の海体験事業(幼稚園児・小学生の海洋資源、海洋環境保全のための稚魚放流、海洋環境教育事業)	298,000
認定NPO法人 しずおか環境教育研究会	422-8002	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	子ども達の探究力を育むための、宿泊型自然体験プログラム構築事業	500,000
NPO法人 縁	411-0831	静岡県三島市東本町1-13-18	三島市における宅食・第三の居場所拡大事業	1,281,550
NPO法人 リネアブル・若者セーフティネット	446-0072	愛知県安城市住吉町荒曾根1番地245アワーズビル2階	生きづらさを抱える若者がITスキルを身に付け、市民の困りごとを解決する！多様な働き方を実践する活動	4,387,000
NPO法人 伊勢志摩さいこう会	516-0803	三重県伊勢市御園町王中島2-1	伊勢志摩地域のこども達(小中学生)に「花育授業(感謝の心を育む授業)」を提供する	380,000
認定NPO法人 チャイルドヘルプラインMIEネットワーク	514-0125	三重県津市大里窪田町2709-1	地域の中で子どもの声を聴き、子どもをまるごと受けとめる、子ども支援者を増やそう！子ども支援者養成講座	780,000
NPO法人 あのうスポーツクラブ	514-2306	三重県津市安濃町曾根483番地7	津市の安濃・芸濃・美里地域の3校合同部活動を総合型地域スポーツクラブへ地域移行する実証事業	500,000
NPO法人 すいた体験活動クラブ	565-0854	大阪府吹田市桃山台2-3-10-402	児童たちが校庭で「ピオトープ」の補修工事にチャレンジする学習支援事業	500,000
認定NPO法人 伝統文化を愛する会	567-0831	大阪府茨木市鮎川二丁目19番1号	茨木 伝統芸能フェスティバル	712,000
認定NPO法人 あしぶえ	690-2105	鳥根県松江市八雲町平原481-1	地域の未来を創る青少年育成事業「しいの実シアター未来学校～劇であそぼう！／劇をつくろう！～」	450,000
一般社団法人 NIO-MON	699-1832	鳥根県仁多郡奥出雲町横田1159-1	鳥根県奥出雲町「岩屋寺の切開」一帯の復興に向けた環境整備ワークショップと担い手育成事業	3,000,000
NPO法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成のため、地域の教育力を再構築する「地域教育実践交流集会・ブロック別地域教育交流集会」	500,000
NPO法人 OnPal	810-0034	福岡県福岡市中央区笹丘2丁目22-15	入院児や障がい児の心を育み生きる意欲・学習意欲を高めるための音楽活動事業	300,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業（1団体 500,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 CFM実行委員会	390-1131	長野県松本市大字今井2618番地7	軽度障害者と健常者が一緒に運動講座を受講できるための講師の育成事業	500,000

⑦開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業（2団体 710,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 外国人看護師・介護福祉士教育支援組織	145-0065	東京都大田区東雪谷三丁目20番7号ワヨレット雪谷202	留学生に対する日本社会適応のための支援	210,000
NPO法人 ミャンマー-KOBE	653-0041	兵庫県神戸市長田区久保町3丁目6-3	急増するミャンマー人留学生に対する食料・生活応援物資配布のための移動拠点整備事業	500,000

(2) 特別枠助成 (8団体 27,460,000円)

東日本大震災、令和元年台風19号および令和2年7月豪雨の被災者救助・予防(復興)を目的とする事業(8団体 27,460,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
NPO法人 吉里吉里国	028-1101 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目10番6号	大槌の次世代に送る森づくり事業	5,000,000
NPO法人 アットマークリアスNPOサポートセンター	026-0021 岩手県釜石市只越町1-3-2	釜石市におけるデジタルを活用した防災のための仕組み作りとコミュニティサポート事業	3,986,000
認定NPO法人 心の架け橋いわて	020-0015 岩手県盛岡市本町通1-6-3本町通桜苑ビル305号	災害弱者かつ情報弱者である高齢者へのメンタルヘルス支援とフレイル対策	2,800,000
一般社団法人 トナリノ	029-2205 岩手県陸前高田市高田町字大隅93-1	被災地における子ども達の体験と情報格差解消のための訪問型地域ICTクラブの実現	3,000,000
NPO法人 仙台夜まわりグループ	984-0042 宮城県仙台市若林区大和町2-18-34仙台運輸倉庫1階	仙台及び宮城、東北の被災者を含む生活困窮者の生活取り戻しのための総合伴走支援事業	1,800,000
公益社団法人 3.11メモリアルネットワーク	986-0834 宮城県石巻市門脇町5丁目1番1号	東日本大震災の主體的な「語り」を広域でつなぎ、命を守る力を育む伝承プラットフォーム構築事業	5,000,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0811 福島県会津若松市和田一丁目7番16号	会津に避難されている方への生活支援・交流・コミュニティ再生事業	2,650,000
NPO法人 東京いのちのポータルサイト	124-0013 東京都葛飾区立石4丁目14-9	大船渡復興と首都防災の連携～鎮魂と希望の竹灯り事業Ⅱ	3,224,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

7, 593, 726円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

2, 653, 197円

(3) 合計

10, 246, 923円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

令和6年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の 配分団体等の認可について

総 務 省

第1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①社会福祉の増進②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止⑥文化財の保護⑦青少年の健全な育成のための社会教育⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。） |
|---|

会社は、お年玉法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十 （前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

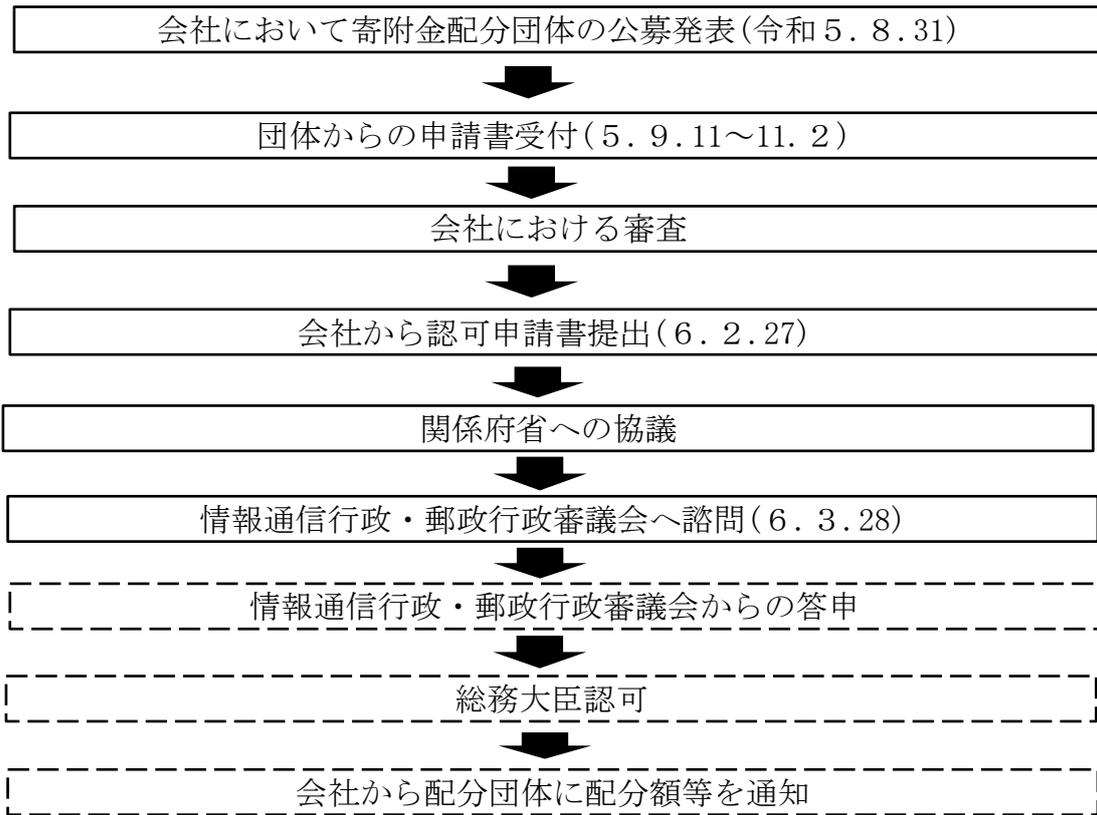
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 （略）

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

【参考】寄附金配分までの流れ



第2 会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。一般枠 活動・チャレンジプログラム※に限っては1件50万円。なお、申請は1団体1件のみ。

※新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分のすそ野が広がることを企図し、毎年度の申請を審査の条件として4年間継続して配分を受けることが可能な枠。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が配分団体の要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・寄附金申請金額がより小さい団体を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい団体を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員（社外の有識者）は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

111 団体、201,264,100 円

個々の配分団体・配分金の金額は諮問書別添1のとおり。

【参考1】令和6年の寄附金額

	販売枚数 (枚)	寄附金額 (円)
寄附金付年賀葉書 (63円+寄附金5円)	32,237,436	161,187,180
寄附金付年賀切手 (63円+寄附金3円)	4,622,797	13,868,391
寄附金付年賀切手 (84円+寄附金3円)	608,093	1,824,279
合計	37,468,326	176,879,850

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	176,879,850 円
前年からの繰越金② (配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等)	36,470,774 円
配分費用③ (会社において要した費用 (事例集の作成や審査委員会の人件費等))	10,246,923 円
配分原資④ (①+②-③)	203,103,701 円
配分金⑤ (今回会社において配分決定をした配分金)	201,264,100 円
繰越金 (④-⑤)	1,839,601 円

【参考3】事業別配分状況

事業\項目	令和5年用		令和6年用 (案)	
	件数	金額 (万円)	件数	金額 (万円)
1号事業 (社会福祉増進)	107	16,244	73	13,570
2号事業 (非常災害救助・予防)	11	2,872	11	3,223
(内数) 東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨	9	2,772	8	2,746
3号事業 (特殊疾病治療・予防)	0	0	1	457
4号事業 (原爆治療・援助)	0	0	0	0
5号事業 (交通事故・水難)	0	0	0	0
6号事業 (文化財保護)	1	45	1	45
7号事業 (青少年健全育成)	21	3,102	22	2,711
8号事業 (健康保持増進)	3	709	1	50
9号事業 (海外留学生援護)	2	221	2	71
10号事業 (地球環境保全)	6	824	0	0
計※	151	24,018	111	20,126

※金額を四捨五入しているため、合計は一致しない。

【参考4】 団体からの申請と採択状況

団体からの申請		会社の配分(案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
290	71,312	111	20,126	38.3%	28.2%
(427)	(109,496)	(151)	(24,018)	(35.4%)	(21.9%)

(括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果

お年玉法第7条第5項の規定に基づき、会社から認可申請のあった、「2024年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 7,593,726円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 2,653,197円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、28,482,899円だが、ここではお年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額176,879,850円の100分の1.5に相当する額：2,653,197円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>

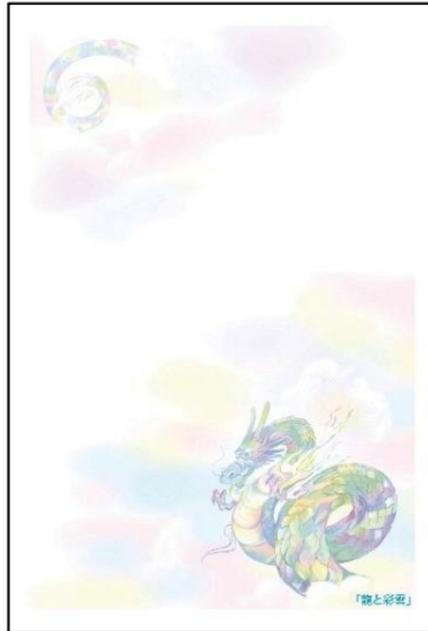
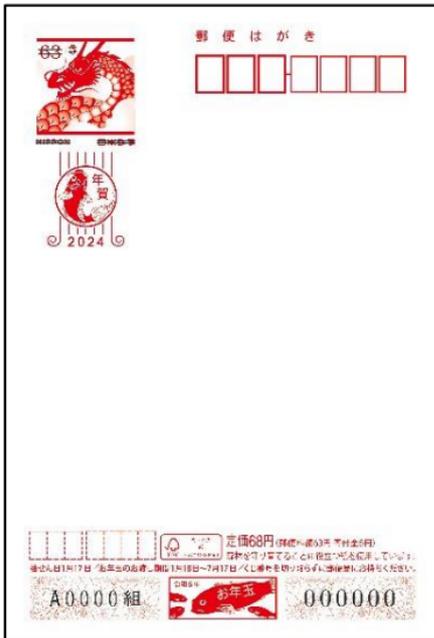
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	<p>適</p>	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

参考資料

1 令和6年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（63円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「登龍門」、通信面「龍と彩雲」



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（63円+寄附金3円）】

■意匠：辰・黄



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（84円+寄附金3円）】

■意匠：辰・緑

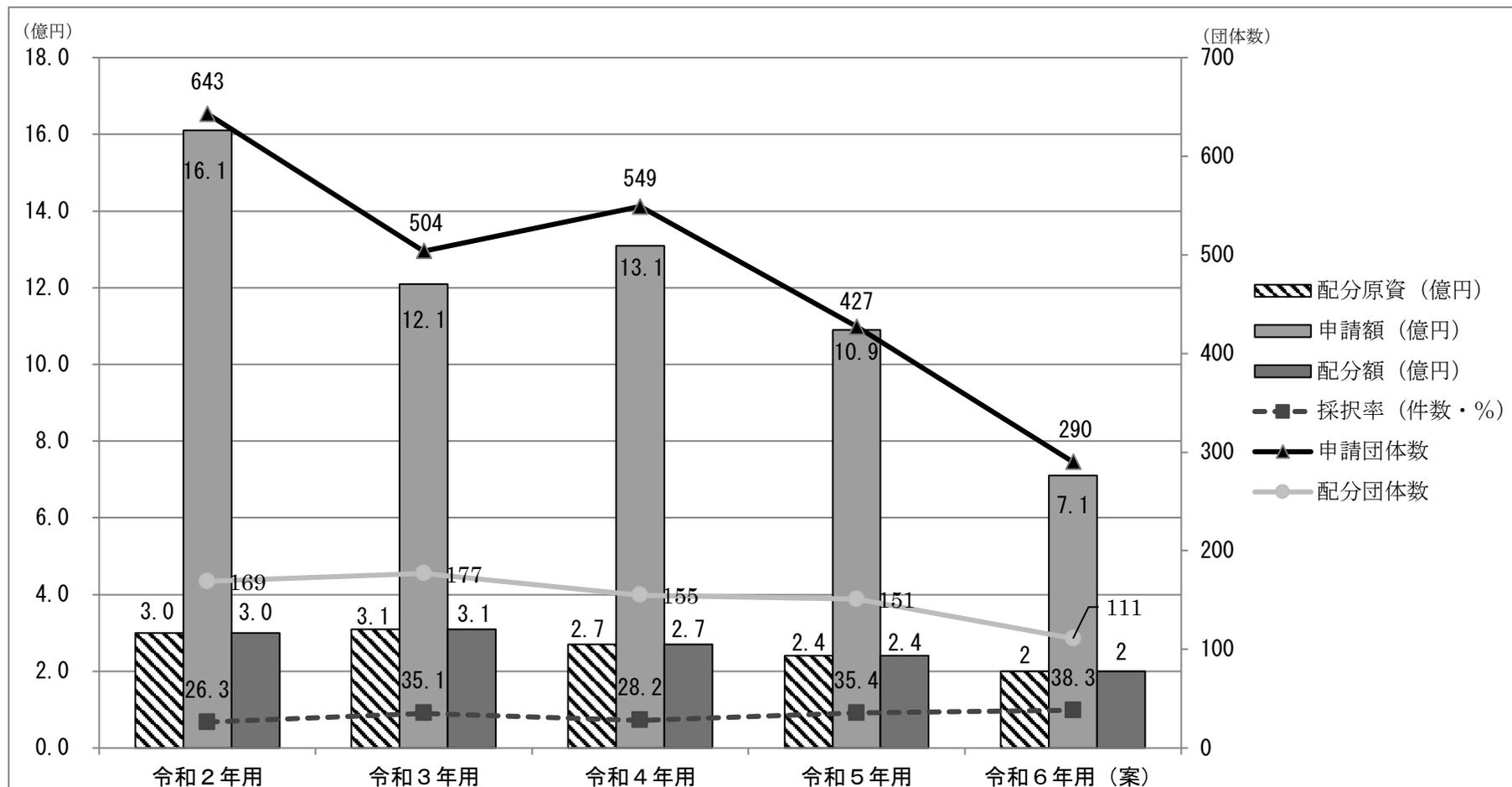
2 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員 年賀寄附金審査委員（令和6年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
委員	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元公益財団法人キリン福祉財団 常務理事
〃	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
〃	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人SDGsコミュニティ 代表理事
〃	たかみや よういち 高宮 洋一	公益財団法人統計情報研究開発センター 理事
〃	ともたけ あきひこ 友竹 明彦	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
〃	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人CSOネットワーク 事務局長・理事
〃	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人DSIA 代表理事
〃	はなさき かずひこ 花崎 和彦	公益財団法人助成財団センター 専務理事
〃	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社 風とつばさ 代表取締役
〃	もぎ よしきぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事
〃	やまうち なおと 山内 直人	一般社団法人日本公共政策研究機構 代表理事

年賀寄附金評価委員（令和6年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	かわきた ひでと 川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者
委員	おくやま ちづこ 奥山 千鶴子	NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事長
〃	さの わたる 佐野 亘	京都大学大学院 地球環境学堂人間・環境学研究科 教授
〃	なじま かずひさ 南島 和久	龍谷大学 政策学部 教授
〃	やまが まさこ 山賀 昌子	NPO法人 まぢラボ 代表理事

3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	令和2年用		令和3年用		令和4年用		令和5年用		令和6年用 (案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	112	19,702	127	22,636	105	17,788	107	16,244	73	13,570
（内数）新型コロナ*1	-	-	9	2,674	4	828	3	220	-	-
2号事業（非常災害救助・予防）	17	3,724	15	4,827	12	3,017	11	2,872	11	3,223
（内数）東日本大震災、令和元年台風19号*1及び令和2年7月豪雨*1	10	3,096	11	3,513	10	2,917	9	2,772	8	2,746
3号事業（特殊疾病治療・予防）	1	241	1	247	1	480	0	0	1	457
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	1	150	0	0	1	87	0	0	0	0
6号事業（文化財保護）	3	868	1	170	0	0	1	45	1	45
7号事業（青少年健全育成）	23	2,223	26	2,333	27	3,129	21	3,102	22	2,711
8号事業（健康保持増進）	4	264	3	381	2	250	3	709	1	50
9号事業（海外留学生援護）	3	620	2	213	2	395	2	221	2	71
10号事業（地球環境保全）	5	1,852	2	247	5	1,431	6	824	0	0
計*2	169	29,643	177	31,054	155	26,577	151	24,018	111	20,126

*1：令和3年用配分より公募開始

*2：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

5 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(寄附金の配分団体等の決定の認可)

第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。